

神戸市都市景観審議会傍聴要領

平成 22 年 2 月 17 日
神戸市都市景観審議会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、都市景観審議会規則第 9 条の規定に基づき、神戸市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手續)

第 3 条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴席で傍聴することができる。

(傍聴章等の交付)

第 4 条 傍聴章は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿に氏名、住所又は所属を記入することにより交付する。

(通用期日)

第 5 条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員)

第 6 条 傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員は 10 人とする。

(傍聴章等の返還)

第 7 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第 9 条 傍聴人は、審議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の会長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、審議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 11 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 12 条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成 22 年 2 月 17 日から施行する。